

報告第2号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、プール施設転倒事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第2号

プール施設転倒事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、プール施設転倒事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和5年5月18日

淡路市長 門 康 彦

- 1 損害賠償の額 413,375円
- 2 相手方の住所及び氏名
 - (1) 住 所 兵庫県淡路市志筑
 - (2) 氏 名 XXXXXXXXXX
- 3 和解条項
 - (1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金413,375円を指定する口座に振り込む方法で支払う。
 - (2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。
 - (3) 将来において、本件事故と因果関係のある後遺障害が発生した場合は、当該後遺障害に基づく損害賠償について、淡路市は、誠実に相手方と協議する。
- 4 事件の概要

平成25年2月23日午後2時から午後2時20分までの間に、淡路市立津名温水プール男子トイレ付近において、常に床が濡れている状況であったことから、その安全性が確保されず、相手方が転倒し、頭部を負傷した。